

日興AM中国A株ファンド 2

愛称 “黄河Ⅱ”

追加型投信／海外／株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興AM中国A株ファンド2」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月21日に関東財務局長に提出しており、2023年12月22日にその効力が発生しております。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------|------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式一般)) | 年1回 | アジア | ファミリー ファンド | なし |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

| | |
|------------------------|----------------------------|
| 委託会社名 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月1日 |
| 資本金 | 173億6,304万円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 26兆8,973億円 (2023年9月末現在) |

ファンドの目的

主として中国企業の人民元建株式(中国A株)に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1

主に、QFII制度を利用して、中華人民共和国(以下、中国)企業の人民元建株式(中国A株)に直接投資を行ないます。

2002年12月のQFII制度*1 施行を受け、中国证券监督管理委员会(CSRC)から認定を受けた国外の機関投資家は、中国企業の人民元建証券への投資が可能になりました。日興アセットマネジメント株式会社*2 は、2003年12月にQFIIの資格を取得したことにより、人民元建証券に直接投資を行なう投資信託を設定・運用しています。

*1：QFII(Qualified Foreign Institutional Investors:適格国外機関投資家)制度とは、一定の適格条件を満たし、中国の証券市場に投資することについてCSRCの認定を受けた国外の機関投資家に対して、中国証券市場への投資を認める制度です。

*2：以下、日興アセットマネジメントと記します。

2

上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株を主要投資対象とします。

主に、「中国A株マザーファンド」を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株を中心に投資を行なうことにより、中国経済の成長を積極的に捉えます。

3

日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を行ないます。

中国A株への投資に豊富な実績を有する、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、マザーファンドの運用を行ないます。

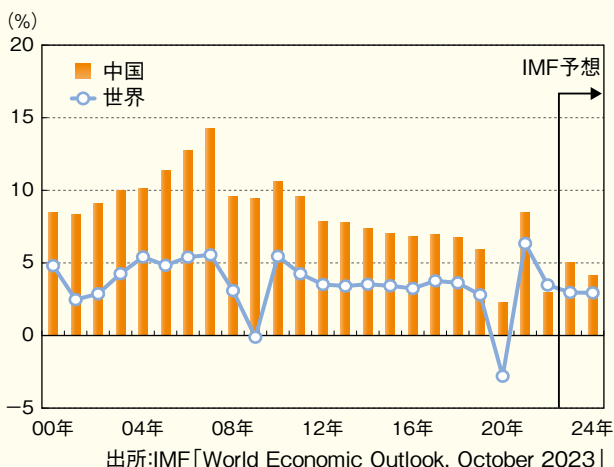
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

世界経済における中国

輸出や国内投資を主なけん引役として高い成長を続けた中国経済は、2010年には日本を抜いて世界第2位の経済規模となりました。産業構造の転換などにより、消費の拡大などが期待される今後は、世界経済の中で一層、存在感を高めていくとみられます。

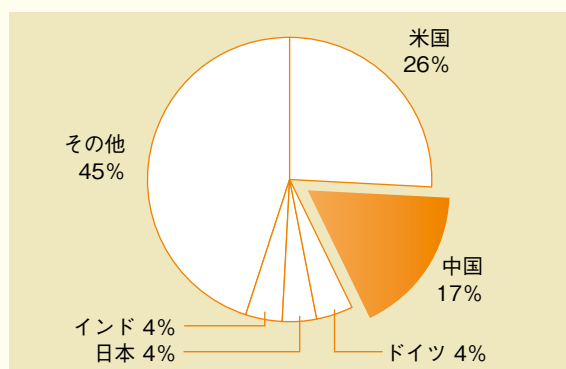
世界経済に比べて高い経済成長を続ける中国

中国の実質GDP(国内総生産)成長率(前年比)の推移
(2000年~2024年予想)



中国の経済規模は世界第2位に

世界の名目GDP規模の構成比
(2023年予想)



上記の数値は四捨五入の関係で合計が100%とならないことがあります。
出所:IMF「World Economic Outlook, October 2023」

※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来を約束するものではありません。

外国人投資家への開放が進んでいる中国A株市場

一般的に「中国株投資」と言うと、従来は「中国B株」や「H株」、「レッドチップ」などを対象としたものでした。

しかし、QFII制度等の施行により、中国当局から認定を受けた適格国外機関投資家は、上場している「中国A株」への投資が可能となりました。中国A株市場は銘柄が多いだけでなく様々な業種から構成されており、「中国B株」や「H株」、「レッドチップ」では捉えきれない投資機会を提供しています。

外国人投資家と「中国株」との関係

「QFII制度」等の認定を受けた適格国外機関投資家などは投資可能

外国人投資家が投資可能
(「QFII制度」の認定を受ける必要なし)

中国A株
(上海A株・深センA株)

■上海A株／人民元建て
(上海証券取引所上場)
■深センA株／人民元建て
(深セン証券取引所上場)

中国B株
(上海B株・深センB株)

■上海B株／米ドル建て
(上海証券取引所上場)
■深センB株／香港ドル建て
(深セン証券取引所上場)

H株・レッドチップ

■香港ドル建て
(香港証券取引所上場)

※2014年11月に上海・香港ストックコネク、2016年12月に深セン・香港ストックコネクが整備され、一部で制約があるものの、QFII制度の認定の有無にかかわらず、外国人投資家による中国A株への投資が可能となりました。

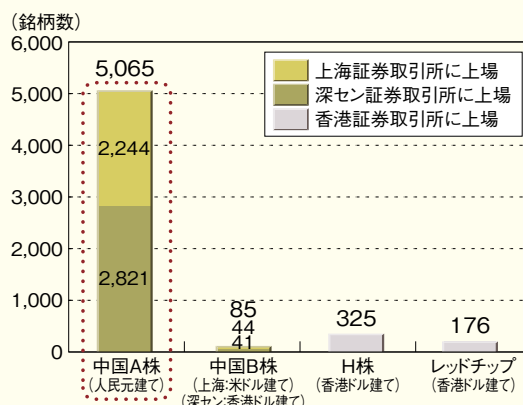
●上記は2023年9月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。

(2023年9月末現在)

(信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成) (出所:上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所)

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

銘柄数比較



現地での企業調査・分析を活かした運用

●当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの投資プロセスは、以下の通りです。

投資プロセス

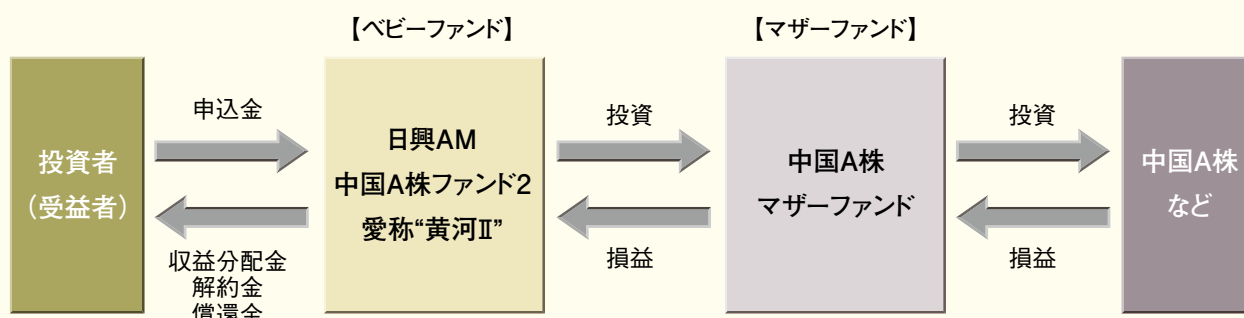


※純資産総額に応じて変わる場合があります。

●上記は、2023年9月末現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限) ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 中国の証券市場および証券投資に関する枠組み(決済システムなど市場インフラを含みます。)には、様々な制限および制約があります。これらの制限および制約は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)および国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行なわれます。海外からの投資規制や海外への送金規制など種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、ファンドにおいて換金代金等の支払いが遅延したり、投資対象市場に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。
- 上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を通じた中国A株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクトにおける取引通貨はオフショア人民元となり、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの変動とは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

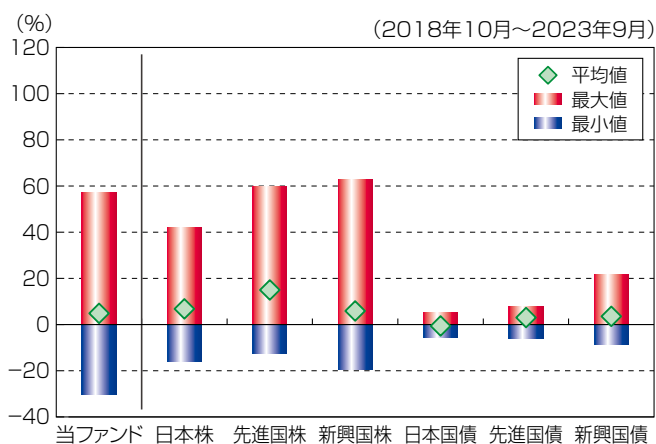
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | 4.9% | 6.8% | 15.0% | 5.9% | -0.6% | 3.0% | 3.5% |
| 最大値 | 57.3% | 42.1% | 59.8% | 62.7% | 5.4% | 7.9% | 21.5% |
| 最小値 | -30.4% | -16.0% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

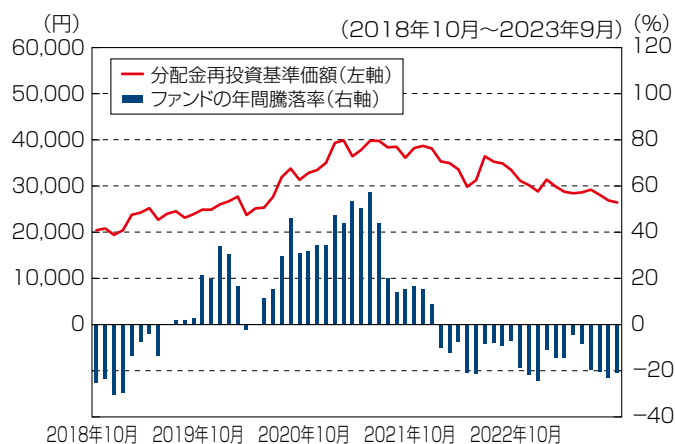
日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 26,440円
 純資産総額…………… 15.12億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2019年9月 | 2020年9月 | 2021年9月 | 2022年9月 | 2023年9月 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 100円 |

主要な資産の状況

<資産構成比率>

| 組入資産 | 比率 |
|-------|-------|
| 株式 | 95.9% |
| うち先物 | 0.0% |
| 現金その他 | 4.1% |

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率で、対純資産総額比です。

<上場市場別組入比率>

| 上場市場 | 比率 |
|--------|-------|
| 深セン市場 | 42.8% |
| メインボード | 23.9% |
| 創業板 | 19.0% |
| 上海市場 | 46.5% |
| メインボード | 39.4% |
| 科創板 | 7.1% |
| 香港市場 | 7.9% |
| その他市場 | 0.0% |

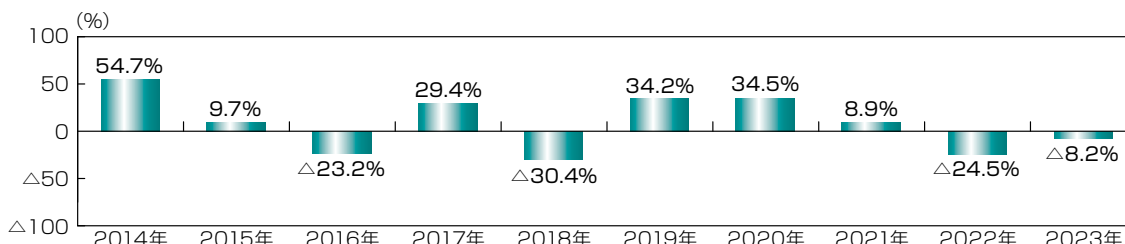
※マザーファンドの対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄> (銘柄数:57銘柄)

| | 銘柄名 | 通貨 | 上場市場 | 業種 | 比率 |
|----|---|-----|-----------------|-------------|-------|
| 1 | KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A グweichow・マオタイ | 中国元 | 上海市場 メインボード | 食品・飲料・タバコ | 4.23% |
| 2 | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A パシフィック・インシュアランス | 中国元 | 上海市場 メインボード | 保険 | 3.02% |
| 3 | CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A チャイナ・シーエスエスシー・ホールディングス | 中国元 | 上海市場 メインボード | 資本財 | 3.01% |
| 4 | CHINA MERCHANTS BANK-A マーチャント・バンク | 中国元 | 上海市場 メインボード | 銀行 | 2.91% |
| 5 | CITIC SECURITIES CO-A SHARES-A CITICセキュリティーズ | 中国元 | 上海市場 メインボード | 金融サービス | 2.76% |
| 6 | WULIANGYE YIBIN CO LTD-A ウリャンイエービン | 中国元 | 深セン市場 メインボード | 食品・飲料・タバコ | 2.60% |
| 7 | PING AN INSURANCE GROUP CO-A ピンアン・インシュアランス | 中国元 | 上海市場 メインボード | 保険 | 2.57% |
| 8 | GIANT NETWORK GROUP CO LTD-A ジャイアント・ネットワーク・グループ | 中国元 | 深セン市場 メインボード | メディア・娯楽 | 2.41% |
| 9 | BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A ベイジン・キングソフト・オフィス・ソフトウェア | 中国元 | 上海市場 科創板 | ソフトウェア・サービス | 2.40% |
| 10 | CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A コンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジー | 中国元 | 深セン市場 創業板 | 資本財 | 2.39% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。
 ※2023年は、2023年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2023年12月22日から2024年6月21日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・上海証券取引所の休業日 ・深セン証券取引所の休業日 ・中国の銀行休業日 ・購入・換金の申込受付日から起算して7営業日目までの期間中に、上海証券取引所の休業日、深セン証券取引所の休業日または中国の銀行休業日が2日以上ある場合 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限（2005年6月15日設定） |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年9月21日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。 ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は、2023年10月末現在のもので、税法が改正された場合などには、変更される場合があります。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金時の基準価額に対し0.3% |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対し年率2.31%(税抜2.1%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <div style="text-align: center;"> <運用管理費用の配分(年率)> </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。 | | | | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 2.1% | 1.0% | 1.0% | 0.1% | 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|------------------|--|------|------|--|-------------------------------|--|--|--|----|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|------|---|------|-------------------------|
| | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2.1% | 1.0% | 1.0% | 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年12月21日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management